

会 議 録

1 会議名

平成 27 年度 第 2 回上越市介護保険運営協議会

2 協議等（全て公開）

(1) 委嘱状交付

(2) 部長挨拶

(3) 委員自己紹介

(4) 正副会長の選出

(5) 議事

①上越市介護保険運営協議会・介護保険施設整備等検討委員会の活動等について

②上越市第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画の概要について

3 開催日時

平成 27 年 10 月 29 日（木）午後 2 時から

4 開催場所

上越市役所木田庁舎 4 階 402・403 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：五十嵐靖雄、飯吉令枝、熊木敏夫、小関こずえ、竹山貞子、松永剛、松本新一、
中村純子、藤沢典子、丸山由貴子、渡邊貢、飯塚俊子、佐藤正孝、星野秀子、
笹川正明、中村好男、山崎京子
(出席17人 欠席3人)

・事務局：岩野健康福祉部長、笹川高齢者支援課長、佐藤副課長、渡邊副課長、細谷係長、
福田係長、八木係長、小川主任、北島社会福祉主事

8 発言の内容

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 部長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 正副会長の選出

会長に五十嵐靖雄委員、副会長に飯吉令枝委員を選出

6 議事

- (1) 上越市介護保険運営協議会・介護保険施設整備等検討委員会の活動等について

事務局（笹川課長）： （資料 1、参考 1-1、1-2、資料 2、参考 2 により説明）

五十嵐会長： ただいまの説明について、皆様から質問等はありませんか。

（質疑応答なし）

- (2) 上越市第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画の概要について

事務局（細谷係長）： （資料 3-1、3-2 により説明）

五十嵐会長： ただいまの説明について、皆様から質問等はありませんか。

松永委員： 資料 3-1 で上の大きな囲みで、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げとありますが、1 割から 2 割になる方の所得ラインはいくらですか。

笹川課長： 世帯の状況によって変わりますが、課税所得で本人の合計所得が 160 万円以上ある場合で、かつ、年金収入等が単身の方は 280 万円以上、同一世帯で 65 歳以上の方が 2 人以上の場合は合計で 346 万円以上の方が 2 割負担という形になります。この 8 月 1 日から変わりました。正確な数字ではありませんが、2 割になった方は全体で 800 人程おります。

中村委員： 資料3-2の地域支え合い事業で、サロンの1日と半日はどういうふう
にカウントしているのでしょうか。例えば右の表でいうと、13時までや
っているのは1日なのか何日なのか。半日の開催が1日よりずっと多い
ような気がするのですが。

細谷係長： 右側(4)の部分になりますが、社会福祉協議会に委託している15の
地区について、高田地区を除く14の地域については現在午前中の半日
開催という形になっています。ですから掛け算をすると、会場数が多い
ので回数が多い形になっています。13区におきましては、1日の実施が
多く、半日の会場が少ない形になっています。市の委託の仕様書として
は1日コースをできるだけ実施していただきたいということでお願いし
ていますので、半日開催の箇所につきましては、参加者の皆さんと相談
しながらできるだけ1日コースになるようにというところで随時拡充を
図っていただいております。

中村委員： 13時というのは、たぶん食事をして解散だと思いますが、こういうの
は半日でしょうか。1日でしょうか。

細谷係長： 半日です。

中村委員： 14時30分とか15時が1日になるんですね。

細谷係長： はい。

中村委員： わかりました。

竹山委員： 資料3-2の緩和した基準サービスの市内指定事業者数は8割と今おっ
しゃいしましたが、これは100%にする予定はありますか。それとも8割
で止まりなののでしょうか。

細谷係長： こちらについては、事業所さんの方で経営を考えて、この緩和した基準の指定を取るべきなのかどうかを検討していただく部分になります。緩和した基準は報酬額が低いものになりますので、市からそれを押し付けて100%にするという考えはありません。

竹山委員： もうひとつ、資料3-2の左下に延べ参加者数が全体で載っていますが、次回の時に各地区単位で、何人対象者がいて、どれくらい通ってきている人があるのか、割合を出していただけないでしょうか。

笹川課長： 次回の時にお示しさせていただきたいと思います。

中村委員： 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の冊子の中に、市の補助を出して、住宅改修を行う同じような事業が2つ、72ページと112ページにありますが、条件さえ合えば、両方の補助が受けられるのか。それとも片方しか駄目だよとなっているのか、どういうふうになっているのですか。

それからもう一つ、ここで話をするのは違うかもしれませんが、先日通いの場をのぞいてきました。来られる人は圧倒的に女性が多くて9割以上が女性でした。私が先ほども言いました団塊の世代ですが、我々の仲間で話をするのは、男っていうのはああいうところに群れていくのは好きじゃないというか、自分で好きなことをやりたいと思う人が多いと思います。他の市町村の人とも良く話をしますが、上越は民間でやっているスポーツジムはありますが、市で準備をしてくれる施設はたぶんないと思います。元気な人が行き、ひと汗流してくるとかそういう事って市では考えていないのですか。

福田係長： 最初の質問の住宅改修についてお答えします。72ページに書かれている住宅改修については、介護保険給付の一つで条件があります。介護給付が今、1割、2割負担になっていますが、それぞれ負担割合を超える部分について、9割、8割を給付させていただくものになります。

もう一つリフォームの補助金というものがあまして、こちらについ

では市の補助事業になります。所得制限はありますが、30万円の範囲内で一定の割合を補助するものになります。御質問のあった重複可能なのかという部分ですが、施工箇所が重複するものはできませんが、改修する部分が異なりそれぞれの認定要件に合えば補助なり給付をすることができます。

笹川課長： もう一つの御質問の男性の参加者が少ないという事ですが、これは確かにその通りであります。男性の参加者をどうやって増やしていくのかを一つの課題として、それぞれの通いの場をやっている方の研修会、意見交換の中で話が出ておりまして、方策を考えている段階であります。

民間のスポーツジムのようなものは、教育委員会の方で、市の体育施設の中に一部トレーニングルームを持っているところもあります。そこにトレーニングの機械があつて、金額は忘れてしまいましたが、一人100円や200円で使えるという施設も中にはあります。ただ、民間のスポーツジムがある中で高齢者福祉サイドでトレーニングルームなどを作ることは今のところは考えていません。

五十嵐会長： その他ありませんか。それでは、本日の議事はすべて終了となります。その他、事務局から何かありますか。

笹川課長： 次回の介護保険運営協議会の開催予定ですが、来年の2月を予定しております。その段階で本年度のある程度の状況、予算等の考え方等についてお示しできると思っています。また皆さんの予定を聞きながら、スケジュールを立てていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

9 問合せ先

健康福祉部高齢者支援課介護指導係

Tel.025-526-5111（内線1152、1673）

E-Mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。